

## 容器包装プラスチック製品ごみの分別収集について ●住民課住民班☎78-3111(113)

本町では、容器包装リサイクル法に基づき、『その他のプラスチック』として、プラマークの表示がある容器包装プラスチック（再商品化）の分別収集を行っています。容器包装プラスチック製品ごみは再商品化の原料となるため、次のような「分別基準」が定められています。

- ①飲料、しょうゆ用のPETボトルが混入していないこと
- ②金属、ガラス、紙製等の他の素材の容器包装が混入していないこと
- ③バケツ、洗面器等の容器包装以外のプラスチック製品が混入していないこと
- ④上記以外の異物が混入していないこと

しかし、平成19年に町で収集したプラスチック製容器包装ごみに、汚れの付着や異物の混入がみられ「品質基準」に適合していないとの指摘を受け品質改善に取り組むよう要請が来ています。

つきましては、次の点に注意してごみの分別をお願いします。

- ①プラマークの表示があるプラスチック製の容器包装ごみだけをきちんと分別して出す
- ②汚れの付着しているものは洗浄、乾燥する。
- ③汚れの付着が落ちないものは燃えるごみに出す。

### 燃えるごみとして出すものの例

#### ●リサイクル対象外になるプラスチック製品（プラマークがないもの）

おもちゃ、カセットテープ、ビデオテープ、CDケース、バケツ、洗面器、ザル、弁当箱、耐熱性容器、プランター、灯油用ポリタンク、ブルーシート、ビニールホース等は「燃えるごみ」に入れて下さい。

#### ●プラマークがあっても、リサイクル対象外として取り扱うもの

マヨネーズ・ケチャップのチューブ、練りわさび・からしのチューブ、歯磨きのチューブ等は、内容物の洗浄が困難ですので、リサイクルの対象物から除きます。「燃えるごみに」に入れて出してください。

※詳細につきましては、1月に配布した「容器包装プラスチックの出し方」を参照ください。

## 早稲田大学留学生『地域体験プログラム』のホストファミリーを募集します！

早稲田大学の留学生が、日本各地の家庭に滞在しながら地域の暮らしぶりを体験する「地域体験プログラム」。今年も2人の留学生を受け入れていただけるホストファミリー2世帯を募集します。

#### ●受入期間

平成20年2月15日～2月17日（2泊3日）

- ・初日は関係者で留学生の歓迎会を予定
- ・昼間は役場スタッフが留学生の対応をします

#### ●申込締切日：平成20年2月8日（金）

#### ●参加留学生

チン・イクチクさん 台湾 女性 22歳  
ボジェ・リサさん ドイツ 女性 24歳

問い合わせ先 総務課☎78-3111(218)

## 熊本県の最低賃金—守ろう！確かめよう！—

●熊本労働局賃金室☎096-355-3202

最低賃金には、県内全ての労働者に適用される熊本県最低賃金（平成19年10月25日改正）と、特定の産業に従事する基幹的労働者に適用される産業別最低賃金（平成19年12月15日改正）の2つがあります。これらの最低賃金は、臨時・パートタイム労働者、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当および賞与等は含まれません。

熊本県最低賃金		時間額	
		時間額	日額額
		620	円
産業別最低賃金	件名	時間額	日額額
	紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業	647 円	5,176 円
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	684	円
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	732	円
百貨店、総合スーパー		687	円